

かわさき犬・猫愛護ボランティア設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）第18条に規定するかわさき犬・猫愛護ボランティア（以下「愛護ボランティア」という。）の設置のため必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 愛護ボランティアの定数は、140名程度（各区20名程度）とする。

(登録)

第3条 愛護ボランティアは、次の要件を満たす者とする。ただし、第3号について受講する必要がないと認めた場合は、講習会の一部を免除することができる。

- (1) 川崎市内在住の18歳以上の者
- (2) 川崎市が推進する適正飼養及び動物愛護精神の普及啓発に協力できる者
- (3) 川崎市が主催する愛護ボランティア講習会を修了した者

2 愛護ボランティアの登録については、健康福祉局保健所動物愛護センター（以下、「センター」という。）が行うものとする。

(登録期間)

第4条 登録期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。

2 健康福祉局長は、前条の規定に該当しなくなったとき又は必要があると認めるときは、登録を抹消することができる。

(講習会及び研修会)

第5条 第3条第1項第3号に規定する愛護ボランティア講習会の内容については、次のとおりとする。

- (1) 犬、猫等の生態と行動学について
- (2) 犬、猫等の適正飼養について
- (3) 犬、猫等に関する法律について
- (4) 愛護ボランティアの目的、活動内容及び組織等について

2 その他愛護ボランティアの知識の向上等必要と認める場合は、随時、研修会を開催するものとする。

(活動内容)

第6条 愛護ボランティアは、次に掲げる活動を自主的に行う。

- (1) 犬、猫等の適正飼養及び動物愛護思想の普及啓発
- (2) 犬、猫等の譲渡し制度への協力
- (3) センターの業務支援・運営協力

(4) 災害時における、川崎市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に係る協力

(5) その他川崎市における人と動物が共生する社会の実現に寄与する活動(育成等)

第7条 制度の円滑な推進を図るため、センターは、愛護ボランティアの育成等を行い、各区役所保健福祉センター衛生課は、地域における活動の支援、助言等を行うものとする。

(庶務)

第8条 愛護ボランティアの庶務に関することについては、センターが行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年川健生第1071号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年川健生第1235号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年川健生第121号)

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年川健生第328号)

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年川健生第1818号)

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年川健生第56号)

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年川健生第570号）

（施行期日）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。